

鳥栖市監査告示第3号

令和6年2月22日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 健康福祉みらい部 健康増進課
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和5年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	健康福祉みらい部 健康増進課
-------	----------------

【注意・検討を求める事項】

◆契約事務

○見積入札について

見積入札までの事務処理の過程において、不適切な処理がされている事案がある。

【措置内容】

契約事務マニュアルに沿った適切な実施を行います。

また、見積書の破損等、不測の事態が生じた場合は、上司に報告・相談することを徹底します。

契約事務等に関する研修会には積極的に参加します。

【注意・検討を求める事項】

◆一般事務

○事業実施に係る決裁権者について

事業実施に係る起案で、決裁権者を誤っている事案がある。

【措置内容】

鳥栖市事務処理規程に沿った適切な実施を行います。

「定期監査を踏まえたチェック項目」を活用し、確認をしながら事務処理を行います。